

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和 6 年 1 1 月 2 0 日付けで提起のあった個人情報不開示決定処分（令和 6 年 1 1 月 1 5 日付けお介第 2 4 3 9 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（令和 7 年 2 月 1 2 日付け令和 6 年度答申第 5 号。以下「答申書」という。）を受けて、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を棄却する。

第 2 事案の概要

- (1) 請求人は、令和 6 年 1 1 月 1 3 日付けで、おいらせ町長に対し、「○○○○入所拒否に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）の個人情報開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、本件対象文書を探索したところ該当する文書が確認できず不存在のため、令和 6 年 1 1 月 1 5 日付けお介第 2 4 3 9 号により不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 請求人は、本件処分を不服とし、令和 6 年 1 1 月 2 0 日付けで、審査庁であるおいらせ町長に対し、本件審査請求を行った。

第 3 審理関係人の主張の要旨

本件審査請求については、審査会に諮問しており、答申書における「2 審査関係人の主張の要旨」のとおりである。答申書における審査関係人の主張の要旨に補足すべき事項はない。

#### 第4 理由

##### (1) 対象文書の不存在について

本件対象文書は、「〇〇〇〇入所拒否に関する文書」である。

請求人は理由を掲げ、本件対象文書を処分担当課が保有していると主張しているが、障がい者福祉サービスを利用するためには、利用希望者と福祉サービスを提供する施設とが直接契約を交わすことによりサービスが提供される仕組みであって町は契約に直接関わらない。

このことから、処分担当課が〇〇〇〇入所拒否に関する文書を保有していないことに不自然はなく、存在を認めるに足る根拠もない。

##### (2) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年2月13日

審査庁 おいらせ町長 成 田 隆

#### (教示)

- 1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告として（訴訟においておいらせ町を代表する者は、おいらせ町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違

法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。